

## 第2章 公益社団法人に向かった改革

### 第1節 隊友会と公益法人改革

#### 1 公益法人改革と隊友会

平成 22 年に 50 周年を迎える隊友会にとって、早急に解決すべき大問題は公益法人への移行問題であった。平成 18 年 6 月 2 日に公益法人制度改革 3 法が公布（平成 20 年 12 月 1 日施行）され、同 25 年 11 月 30 日までに公益法人又は一般法人に移行を完了しなければならず、正に待ったなしの状況であった。

本改革は明治 29 年に民法に制定された公益法人制度の 110 年ぶりの見直しであり、併せて 2 万 5 千に上る社団法人、財団法人等の抜本的な改革となる。

隊友会としても税制上の優遇措置が予定され、社会的信用も得やすい公益法人への移行を目指し検討を進めたものである。

参考資料 1 - 1 公益法人制度改革

参考資料 1 - 2 一般法人と公益法人の関係

#### 2 公益法人改革に対する隊友会の対応

隊友会の公益法人改革に対しては、平成 18 年 9 月～11 月の常務理事会、同年 11 月の全国理事会において、問題に関して認識の共有を図るとともに今後の進むべき方向を議論し以下の様な合意を得ることができた。

##### (1) 隊友会の検討の方向性の確立（平成 18 年 11 月全国理事会まで）

##### ア 公益社団法人としての認定取得

公益法人格の取得が団体の信頼性を増し隊友会の明日の発展に不可欠と考え、事業・定款を整理し、真に社会に奉仕でき、会員の生甲斐を創造できる公益団体へ移行することとした。基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 創立以来 46 年、社団法人として、防衛に寄与するという公益性を追求してきた歴史の重みとその拡充（防衛省所管法人中最大の規模、かつ歴史を有する代表的存在）
- ・ 隊友会及び会員の社会的信用増加、現事業の継続が可能（自衛隊との関係保持、会勢の増大、その他事業の継続性確保）
- ・ 新規公益事業（英霊顕彰、国民保護関係等）展開の可能性
- ・ 税、寄付金に対する制度上の優遇

- イ 公益社団法人化が困難な場合は、公益財団法人を目指しそれも困難な場合は一般法人格を取得する。解散、任意の親睦団体、政治団体等への道は選択しない。
- (2) 公益法人化にあたって検討・処置すべき事項

将来隊友会が公益法人へ移行するためには、「公益法人の設置及び指導監督基準及び運用指針の改正事項」(平成18年8月15日閣議決定)等への対応及び公益法人としての要件を満たす必要があり、主要なものは以下の3点であった。

① 理事に関する3分の1条項への対応

理事について、所管する官庁の出身者(在職時の役職や退職後の経過年数を問わず、常勤の職員として職務に従事した者)の占める割合を3分の1以下とすることが求められ、遅くとも平成20年度総会までには定款を変更し対応する必要があった。

② 社員総会の招集手続きの確立

社員総会の開催にあたっては、社員全員に書面で通知することが求められており、この手続きを定款に定めておくことが求められた。通知手段として郵送などを使用すると膨大な経費が必要となることから、隊友紙や電子メールの活用などによる対応が考えられた。また、この前提として名簿整理を行いしっかりとした会員の把握が必要となった。

③ 公益法人認定基準等への適合のための対応

公益事業率<sup>\*</sup>50%以上確保の規定に対する問題であり、隊友会として互助制度をどのように取扱うのかが論点となった。平成18年度予算において、互助制度のうち収益事業等に該当する互助年金制度が隊友会予算の約61%を占めており公益目的事業比率は28.7%であった。したがって、互助年金制度を廃止しない限り予算事業規模50%以上の公益事業の実現は困難であった。さらに、予備自衛官等互助制度が公益事業として認められない場合、互助年金制度を廃止しても公益事業比率が50%を下回る可能性のあることも指摘された。

<sup>\*</sup>公益事業比率とは年度の全体予算経費に公益目的事業経費が占める割合をいう。

・互助年金制度については、事業の将来展望も懸念されることから(詳しくは本編第4章第2節福祉厚生事業を参照のこと)、事業が赤字に転落する前に終息させた方が一般会計に与える影響も極限できると考えられ、事業が黒字で加入者に拠出金を償還できる状態のうちにこの事業を終了させるべきとの方向が示された。これを受け、法的に認められる事務費約6億円を、将来の事業資金(将来の公益事業のための特定費用準備資金等)及び遊休財産とし